

令和4年 第14回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年11月5日

議 題

議案第75号 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第76号 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第77号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第78号 選挙人名簿に登録する者について

議案第79号 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第80号 福岡市長選挙における投票立会人の選任について

議案第81号 在外選挙人名簿から抹消する者について

次回開催日 令和4年11月6日(日)18:00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年11月17日(木)16:30～ 区長応接室



## 議案第75号

### 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

公職選挙法  
(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年11月14日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

## 議案第76号

### 福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定による。

公職選挙法  
(開票管理者)  
第六十一条

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

- 第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

公職選挙法施行令

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

- 第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和4年11月14日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

## 議案第77号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 791人      |
|   | 内訳        |           |
|   | 死亡者       | 50人       |
|   | 国籍喪失者     | 0人        |
|   | 市外転出者     | 741人      |
|   | 登録移転者     | 0人        |
|   | 誤載者       | 0人        |
|   | 一般誤載者     | 0人        |
|   | 重複登録者     | 0人        |
|   | 住民票職権消除者  | 0人        |
|   | 判決の確定による者 | 0人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年11月5日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	27	357	0	384
女	23	384	0	407
計	50	741	0	791



## 議案第78号

### 選挙人名簿に登録する者について

令和4年11月5日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数   | 2,011人    |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 登録年月日     | 令和4年11月5日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

#### 第二十二條

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

## 議案第79号

### 福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

公職選挙法  
(期日前投票)

第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

【参考 読替後の第38条第1項】

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

## 議案第80号

### 福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における中央区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

公職選挙法  
(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

## 議案第81号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年11月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 1人        |
|   | 内訳 国籍喪失者  | 1人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年11月5日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。